

第3回埼玉県地方独立行政法人評価委員会議事録

日時：平成21年11月25日（水）14：00～15：30

会場：さいたま共済会館504会議室

出席者：横道委員長、井部委員、武田委員、さわ委員

県側出席者：奥野保健医療部副部長、清水保健医療政策課長、北島保健医療政策課副課長

佐藤県立大学学長、井上県立大学事務局長、小ノ澤県立大学事務局副局長、吉田県立大学大学経営改革室長 ほか

次 第

- 1 開 会
 - 2 協議事項
(1) 中期目標(案)について
(2) 中期計画(案)について
 - 3 その他
 - 4 閉 会
-

1 開会

(議事録署名委員の指名)

協議に先立ち、委員長がさわ委員を議事録署名委員に指名した。

2 協議事項

(1) 中期目標(案)について

(横道委員長)

中期目標(案)について説明をお願いします。

(保健医療政策課から<資料1-1、1-2>に基づいて説明)

(主な説明事項)

- ・評価委員会から中期目標案に対する意見をいただいた後、2月定例県議会に上程し議決を受け、4月に法人へ中期目標を提示することになること。
- ・「自主財源比率の向上に関する目標」として、「平成20年度決算比で5ポイント向上させる」目標を設定したこと。

【質疑】

質疑はなし。

(横道委員長)

特に御意見がなければ、この案を最終案として御了承いただけますでしょうか。

(異議なし)

(横道委員長)

それでは、この中期目標(案)は適当である旨の知事あての意見書を委員長名で出させていただきます。

(2) 中期計画(案)について

次に中期計画(案)について説明をお願いします。

(保健医療政策課から<資料2>に基づいて説明)

(保健医療政策課)

本日欠席の伊関委員に事前に説明を行い、『今後、いずれかの時期に法人の理事長が決定されるので、理事長の意向を踏まえてさらに内容が深まることを期待しております』とのコメントを、評価委員会でお伝えいただきたい。』とのお話をいただきましたのでお伝えいたします。

つづいて、中期計画の認可に向けての今後の手続きとスケジュールについて説明させていただきます。

中期計画の認可に当たっては、あらかじめ評価委員会の意見をいただくことが地方独立行政法人法に定められております。このため、年度が明けた4月1日の法人の設立後、理事会におきまして計画の決定を行い県に認可申請を行う手続きがございます。

県としてはこの認可申請を受けまして、評価委員会を開催させていただき、審議をいただきまして意見を頂戴するという手続きがございます。

その後、県による認可を行いまして、法人に認可をした旨の通知をいたしまして法人はその内容を公表するというのが法定の手続きになっております。

今後の進め方といたしましては、本日意見をいただいた後、次回の評価委員会におきまして改めて御審議を賜り4月の正式な手続きに備えるというスケジュールで進めさせていただければと考えております。

【質疑】

(井部委員)

専門職業人の養成と記載されていますが、県立大学は大学院の博士課程は作らないのですか。

また、全ての教員に期間を決めると書いてありますが、教員の需要と供給はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

(佐藤学長)

少なくとも今の時点ではっきりしていることは、中期計画の期間である平成27年度までの間に博士課程を設けることは計画にありません。

法人発足後、今後の大学院のあり方については、先生がおっしゃったような意見が学内にない訳でもないので今後議論することになるだろうと思っております。

任期制の問題については、現在いる教員が基本的にはそれぞれが選択をすることになります。採用時にはそのようなことを想定して採用されている訳ではありませんので、それぞれの教員が任期制を受け入れるか受け入れないかは判断に任せるということになります。

ただし、そのことによって基本的に不利益が生じない配慮は当然されるべきであろうと考えておりますが、現実的に勤務評価との関係で任期制に同意しない場合は、昇任等において、結果として本人の思うとおりにならないことはあるかもしれません。

(横道委員長)

任期制は何年くらいを考えているのですか。

(佐藤学長)

5年を考えています。

現状は助教は2期10年を期限としておりますが、その間にしかるべき実績を残した人は昇任することもできます。

講師以上については、再任の制限は設けない仕組みとしています。

(井部委員)

13ページの、全ての教員に任期制を導入するというのは、任期は設けるけれども再任の仕組みを設けることで期間が来たらやめなければならないということではないのですか。

(佐藤学長)

はい。違います。

(武田委員)

中期目標で、人件費±0としていますが、任期制を導入することと、昇任制度とどのように結びつくのですか。

(佐藤学長)

昇任制度と任期制とのリンクのさせ方について明確なルールがある訳ではありませんが、当然、昇任の際に任期中の実績が判断に反映されることはあります。

したがって5年経てば自動的に次の職位に昇任するということではありません。人件費の全体の管理は、確かに昇任制度を導入すると、その分職位が上がりますと当然給料が上がりますし、それ以外にも毎年の定期昇給分がありますので、定年退職でやめていく人と新しく入ってくる人とのバランスで解消するというのも必要です。

しかしそれだけでは間に合わないだろうと思いますので、定員管理の方針を法人化後、理事長の下、教員人事委員会を立ち上げて、6年間の全体の定数管理の計画を作り直す必要があると思います。

(横道委員長)

大学の組織は現状のままですか。

(佐藤学長)

これだけ大きな大学になったので、一部には複数の学部に分けた方が良いのではといった声もありますが必ずしもそれが大勢ではありません。

もう一つは「連携と統合」という開学以来の理念を具現化していく中で、10年間経ちまだなお途上にあるという判断でありまして、学部を分割するという考えはありません。

(さわ委員)

3ページの教育内容の入学者受入方針の中で、県内在住在学者を対象とした推薦入学についての記述がありますが、その割合を増やすということでしょうか。

(佐藤学長)

現在40%でありまして、文科省の基準では50%を超えてはならないとなっております。個人的には今が限界かなと思います。

(さわ委員)

4ページに編入学定員の見直しを行うとありますが、社会人枠とか編入とか、この辺の具体的な数字はあるのでしょうか。

(佐藤学長)

健康開発学科の健康行動科学専攻が編入定員をずっと満たせないでいます。

せっかく教育体制を敷きながらロスが出てしまうといったことがございます。

社会人入試は若干名ということで、多いところで3名から5名ほど、少ないところは例えば社会福祉学科は開学当初は20～30人の応募者がありましたが今年などは1名でした。

(横道委員長)

社会人はどういう人がどういう目的で入学してくるのですか。

(佐藤学長)

比較的人気がある理学療法学科や作業療法学科、看護学科は基本的には他の仕事に就いている人が応募してきます。

もっと人間を相手にした仕事がしたいとか、充実した仕事がしたいとかの希望を持たれています。

(さわ委員)

受験生に対する広報活動で高校説明会の年間実施回数を120回に増やすとありますが、どのあたりのエリアまでを想定しているのですか。

この間、栃木の自治医科大学の先生方とお話をしたときに、埼玉県立大学と併願する生徒が意外と多くて、両方合格すると多くが埼玉県立大学に行かれてしまうということを知ってちょっと驚きました。

自治医大は東北エリアまで学生募集を広げて、東北エリアから自治医大や埼玉県辺りに大分学生が来ているとのことでした。

全国の高校の進路指導の先生に話をお聞きすると、専門学校でなくて大学に行きたいという生徒が、全然看護の道は考えていなかったのだけれども、看護だったら大学に入れるのではと言われて、新設の大学などに入ってくるなどの話を聞きました。

私のところでは、フリーペーパーを作成し、看護学校とはどのようなところであるとか看護学生の1日とか紹介して、もちろん県立大学の情報も入れて全国の高校にお送りしたら、東北エリアの高校からの反応が圧倒的に多くございました。看護は進学校で大体5%程度が希望すると聞いていたので5部ずつくらいしか送らなかったのですが、あと30部くださいとか、看護の道を考えている生徒に読ませたいなどの話がありました。そのようなこともありまして、どのあたりのエリアまで学生募集をしているのかと思いました。

(佐藤学長)

基本的に高校にPRに行くのは、一つは業者に各高校が委託をして、例えば福祉系はどこどこ大学とか、経済系はどこどこ大学とか、丸一日使って進学フェアみたいなものをやる場に呼ばれて行くこともありますし、それぞれの高校から独自にピンポイントで来てくださいと言われて行くこともあります。

例えば栃木県の高校から依頼があれば断る理由はないので伺いますが、基本的には県内の高校を考えています。

まだ知名度が県の東部、南部に集中しておりまして、その他の地域では県立大学のことをよく知らない人が多い状況ですので、県立大学でこういうこと学べるということを宣伝することが必要だと思います。

今は事務局の職員が高校に宣伝にいらっていることの方が多いので、教員が積極的に関与すれば、県内の高校の半数強の120校を回ることができると思いますしそうしなければならないと思います。

(井部委員)

先ほどの認定看護師の件もそうなのですが、看護学科限定の話なのですが、修士課程は大衆化してきているのですね。昔と比べてレベルが下がっていると思います。昔の学部が現在の修士課程になっていると私は思うので、もう少しきちっとした研究や教育という点ではやはり修士課程で打ち止めになるのは優秀な人材を養成するには少し足りないのではないかなと思います。

認定看護師もやはり限界がありまして、その領域の職人みたいな感じで、幅広い教養を身につけて先を見て何かをすることとなるとやはり大学院の修士を終えた専門看護師の方が伸びると思います。今は認定看護師をセンターでやるのもありだと思いますが、大学院の修士で専門家を養成することある程度見ながら、やはり正規の教育でやった方が将来的には良いのではないかなと思っています。

修士課程が大衆化しているというのは、看護の分野ではある程度定番化している話でありまして、したがって、修士だけで終わるのは残念だと思います。

(佐藤学長)

大学院で「連携と統合」という大学理念を学び直していただきたいという意図で大学院を設立した訳ですが、単なる2階建てに終わってしまうということで、専門領域の研究者を養成することも必要だとは思いますが、県立大学のミッションとしてあまり博士課程を設置することを想定していなかったところでは。

もう一つ、1年目こそ2倍を超える競争率がありましたが、今2年目で定員いっぱいいっぱいです。他の大学を見ても保健医療福祉系の大学院はどれも定員割れの状況です。特に地方においてそうです。

(横道委員長)

学部から大学院に上がるという学生も他の大学では多いと思いますが県立大学においても結構いるのですか。

(佐藤学長)

まだ2回しか入学試験を行っていませんが、卒業して働いてから大学院に入った人はいますが、昨年も今年も卒業してそのまま受けた学生はいません。

(井部委員)

臨床経験を積んだ方が問題意識をきちんと持つことができ良いのではないかなという考えが根強くあったのですが、最近は聖路加でも変化してきております。卒業したらストレートで修士課程で2年学び臨床に出るとするのが良いのではないかなという考え方もあります。学部から大学院に行けるように推薦入学を設けています。4年プラス2年で1人前といったような感覚が出てきています。

(佐藤学長)

私もそう思います。ただ、そこがなかなかうまくいかないのは、4年行って2年行って臨床に行ってやっとそれぞれの分野の専門家として力を付けていく筋ができるという風にみんなが理解していればいいのですが。

教えている人間が全くその仕事について臨床の経験がないという人になるとむしろ危ういのではないかなと思います。

大学院ができたから修士課程、博士課程そろえて研究をということにはまだなっていないという感じがします。

大学院を設立するに当たり調べましたが、1回の試験で定員を満たすところは全くない状況です。

2回3回行っても定員を満たせないところもあります。

(さわ委員)

看護師は養成所がこれまでメインでした。今は大学に行くことが高校に行くような感覚があるので、看護をもっと教育的に研究的に深めたいから大学に行く訳ではなくて、親も専門的職業人にさせたいから、勉強させたいから大学に行かせるという訳ではなくて、経済的にゆとりがあれば「大学に行きなさい」という感じだと思います。

そういう意味では県立大学は学費が安いですから、県立大学へという感じかと思います。看護師ということ考えた時になぜ大学に行くかというレベルでなく選択がされているので、その辺が県立大学の立ち位置というのが明確になりづらいところだと思います。

(井部委員)

私はこれからは看護学部に入ったら看護師にならなければならないということではないと思っています。

看護学というのは一般教養としても非常に役に立つ学問なので、看護学部で勉強し例えば小説家になるのも良いでしょうし、他の道に進んでいっても良いと思います。今までのようにみんなが看護師を目指して看護学部に入るというそういう時代ではなくなるのではないかと思います。

そういうことからすると、その中でも優れた人を見落とさないようにして伸びる道を置いておくというのも必要だと思います。

編入学については学士編入をしたらよいのではないかと思います。もう免許を持っている人ではなくて一般大学を終えて、例えば国際基督教大学の教養課程を終えて、自分はいったい何をしたらよいのかと悩んでいたときに身内の病気をみて看護の道に進もうと決めて2年生から編入して看護師になったという例があります。

そういう人は一般教養が非常に豊かですので能力もありますし、転向をしてくるのですがそれがとても魅力的ではないかなと思います。

聖路加は学士編入について20名定員を設けていますがその倍率は一定しています。

学士編入試験が不合格になった中には、一般試験を受けるなどしてしまっていて、そういう人は目的意識がはっきりとしています。

(さわ委員)

専門学校は社会人で学士入学が増えています。専門学校の方が入りやすい科目で受験できますので、それで4大卒、大学院卒もあちこちの専門学校で増えてきております。専門学校の中で看護の研究が行われて、大学に行くと学生レベルで研究をやっているところが減ってきていて、まさしく逆転しているなという感じがします。

専門学校は生き延びる策として、社会人の受入れを強化していると思います。

(横道委員長)

その辺は新しい法人になってからの戦略として、中期目標の期間内あるいはその先の県立大学の立ち位置をどういうところに置くかは大変重要だと思います。

文部科学省のGPについての実績はどうですか。

(佐藤学長)

1件あります。3年間に渡って総額で約1億の交付を受けました。インタープロフェッショナル演習を県立大学の強みを生かして病院、施設、その他の機関で学科横断的に学生5~6人でチームを組んで1週間派遣します。そこで患者さんのトータルでの支援のあり方をシミュレーションして、現場の人の指導を受けながら行うという、そういうカリキュラムを開発するということについてGPを受けまして、その成果として今年度から正規科目としてインタープロフェッショナル演習がスタートしました。

(井部委員)

14ページの(3)人材の活用と確保のウで、「当面は県からの派遣職員を中心とする」とあり、また「段階的に法人固有職員の採用を進める」とありますが、どの辺りまで県の派遣職員でやろうと考えているのですか。

(保健医療政策課)

先行事例を見ますと、具体的に例えば6年間で半数を固有職員にするなどの書き方をしているところもあります。県立大学では当面は事務局職員について県からの派遣職員で回していくということを前提としておりますが、例えば就職支援だとか専門的な能力を育成したり、それからそういうものを学生に還元していくという立場の職についてまず固有職員を採用していくことを検討しております。

併せて法人の自律的な運営ということから、いつまでも県の職員ではなく、だんだんと大学の内部のことをよく理解をして、大学教育を進めていけるような職員を育成していく必要があるのではないかと考えております。そのような考えの下、計画的に分野分野において新しい血を入れていこうということも検討し始めているところです。

(井部委員)

私の公立大学の学長をやっている友人が言うには、県からの派遣職員はいつも県の方を見ていて大学を見ていないという風に言っていました。埼玉県立大学ではないとは思いますが、大学マネジメントというのは一つの専門領域だという人もいるくらいですので、そこは計画的に、やはり大学にコミットする職員というのも重要ではないかと思えます。

(保健医療政策課)

井部先生がおっしゃるように重要だと思います。ただ先行法人などから話を聞きますと、優秀な人材を集めていくというのは簡単には計画どおりにはいかないという風に聞いております。

適当な人材を適当な箇所に充てていくということについて、無理のない範囲で充てていくということも必要かと思えます。

(横道委員長)

大変難しいところだと思います。

専門的なといっても、県の職員の方が良いということもあります。

また、法人固有の職員となると、昇任についても限定されてしまいます。それと人事上の問題として、内部でどう回すかといった課題もあります。

だからと言って短期で人を雇うと、入れ替わりの時に、また最初から仕事を教えないとなりません。

個人的には、固有職員の採用は無理をしないでといったところです。大学の中で一生懸命働いてくれる人を探せるかがポイントで、それは派遣職員と法人固有職員での区別はないと思えます。

全員を法人固有職員にするとかしないとか、あまり硬直的に考えない方が良いと思えます。

(井上事務局長)

来年からはというのは無理ですが、6年間の内には固有職員の採用を進めていくという考えです。その程度については、先ほど委員長がおっしゃったように法人運営に大きな影響が出ないように進めていくということで考えています。

(横道委員長)

それでは時間の関係もございますので、お持ち帰りいただいてさらに御意見をいただきたいと思えます。

(事務局)

本日の資料をお持ち帰りいただき改めて御覧いただいた上で、さらに御意見がございましたら様式を用意させていただきますので、12月25日頃までに御意見をいただければと思えます。

3 その他

第4回評価委員会の日程の調整

日時：平成22年2月12日（金）10：00～11：30

場所：埼玉県庁 とする。

上記のとおり、平成21年度第3回埼玉県地方独立行政法人評価委員会の議事に相違ないことを証するため、議長及び議事録署名委員が署名する。

平成22年11月25日

埼玉県地方独立行政法人評価委員会